

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年12月17日

水 曜 日

号 外(2)

目 次

規 則

- 富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 1
- 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 12
- 富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則 14

人事委員会規則

- 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
- 給料に関する規則の一部を改正する規則 15
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 25
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 26
- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 27
- 特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 28
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年12月17日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第68号

富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第 1 条 富山県単純労務職員の給与に関する規則（昭和34年富山県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	123,900	175,000	197,000	249,500
	2	124,800	176,500	198,400	250,900
	3	125,800	178,000	199,800	252,200
	4	126,700	179,500	201,200	253,500
	5	127,700	180,900	202,600	254,600
	6	128,700	182,400	204,100	255,900
	7	129,700	183,900	205,500	257,200
	8	130,700	185,400	207,000	258,500
	9	131,500	186,900	208,500	259,600
	10	132,500	188,100	210,100	260,900
	11	133,500	189,400	211,700	262,200
	12	134,600	190,600	213,300	263,500
	13	135,400	192,000	214,700	264,600
	14	136,400	193,100	216,400	265,800
	15	137,400	194,300	218,100	267,000
	16	138,400	195,500	219,700	268,100
	17	139,500	196,700	221,100	269,200
	18	140,700	197,900	222,300	270,400
	19	141,900	198,900	223,500	271,500
	20	143,100	200,000	224,700	272,600
	21	144,200	201,000	226,000	273,600
	22	145,400	202,200	227,600	274,700
	23	146,600	203,400	229,200	275,800
	24	147,800	204,500	230,800	276,900
	25	149,000	205,700	232,400	278,000
	26	150,500	207,000	233,900	279,100
	27	152,000	208,300	235,400	280,200
	28	153,500	209,600	236,900	281,300
	29	154,900	210,900	238,300	282,400
	30	156,400	212,200	239,700	283,500
	31	157,900	213,500	241,100	284,500

32	159,400	214,800	242,400	285,500
33	160,900	215,500	243,600	286,400
34	162,700	216,900	245,000	287,500
35	164,500	218,200	246,300	288,600
36	166,300	219,600	247,700	289,700
37	168,100	220,700	249,000	290,400
38	169,800	222,000	250,400	291,300
39	171,500	223,300	251,800	292,200
40	173,200	224,500	253,200	293,200
41	174,800	225,600	254,400	294,100
42	176,200	226,800	255,700	295,100
43	177,600	228,000	257,000	296,100
44	179,000	229,200	258,300	297,000
45	180,500	230,400	259,300	297,800
46	181,900	231,600	260,400	298,700
47	183,300	232,800	261,600	299,600
48	184,700	233,900	262,800	300,500
49	186,000	235,100	264,100	301,200
50	187,200	236,300	265,300	301,900
51	188,300	237,500	266,500	302,700
52	189,500	238,700	267,500	303,500
53	190,600	239,800	268,600	304,100
54	191,700	240,800	269,800	304,900
55	192,800	241,800	271,000	305,600
56	193,900	242,800	272,200	306,300
57	195,000	243,800	273,200	307,000
58	196,000	244,800	274,300	307,800
59	197,100	245,800	275,400	308,600
60	198,100	246,800	276,400	309,300
61	199,200	247,800	277,500	309,900
62	200,100	248,700	278,600	310,600
63	201,000	249,600	279,700	311,300
64	201,900	250,500	280,800	312,000
65	202,600	251,500	281,700	312,500
66	203,400	252,300	282,500	313,100
67	204,200	253,100	283,300	313,700

再任用職員 以外の職員	68	205,000	253,800	284,200	314,300
	69	205,500	254,600	285,100	314,900
	70	206,100	255,200	285,900	315,300
	71	206,500	255,800	286,700	315,800
	72	207,100	256,300	287,400	316,300
	73	207,700	256,600	288,200	316,600
	74	208,400	257,000	289,000	317,100
	75	209,100	257,500	289,800	317,600
	76	209,900	258,000	290,600	318,100
	77	210,200	258,600	291,200	318,300
	78	210,900	259,000	291,800	318,700
	79	211,600	259,500	292,300	319,100
	80	212,300	260,000	292,700	319,500
	81	213,000	260,300	293,100	319,900
	82	213,700	260,600	293,600	320,300
	83	214,400	260,900	294,100	320,700
	84	215,100	261,200	294,600	321,100
	85	215,800	261,400	295,000	321,400
	86	216,500	261,800	295,600	321,800
	87	217,200	262,100	296,200	322,200
	88	217,900	262,400	296,800	322,500
	89	218,400	262,600	297,100	322,800
	90	219,000	262,800	297,600	323,200
	91	219,600	263,200	298,100	323,500
	92	220,200	263,400	298,600	323,900
	93	220,600	263,700	299,000	324,100
	94	221,100	264,100	299,500	324,400
	95	221,600	264,500	300,000	324,700
	96	222,100	264,900	300,500	325,100
	97	222,700	265,100	300,800	325,400
	98	223,200	265,400	301,200	325,700
	99	223,700	265,600	301,700	326,000
	100	224,200	265,900	302,200	326,300
	101	224,800	266,200	302,600	326,600
	102	225,300	266,400	303,000	
	103	225,900	266,700	303,400	

	104	226,500	267,000	303,800	
	105	226,900	267,200	304,100	
	106	227,400	267,400	304,500	
	107	227,900	267,700	304,900	
	108	228,300	267,900	305,300	
	109	228,500	268,200	305,600	
	110	228,900	268,500	306,000	
	111	229,400	268,800	306,400	
	112	229,900	269,000	306,800	
	113	230,300	269,200	307,000	
	114	230,800	269,500	307,400	
	115	231,300	269,700	307,800	
	116	231,800	269,900	308,100	
	117	232,100	270,200	308,400	
	118	232,500	270,500	308,800	
	119	232,900	270,800	309,100	
	120	233,300	271,100	309,400	
	121	233,700	271,200	309,600	
	122		271,500	310,000	
	123		271,800	310,300	
	124		272,100	310,600	
	125		272,200	310,800	
	126		272,500	311,200	
	127		272,800	311,500	
	128		273,100	311,800	
	129		273,200	312,000	
	130		273,500	312,400	
	131		273,800	312,800	
	132		274,100	313,200	
	133		274,200	313,400	
	134		274,500		
	135		274,800		
	136		275,100		
	137		275,200		
再任用職員		191,700	202,900	225,000	246,200

46	62	60
47	62	61
47	62	61
48	63	62
48	63	62
49	63	63
49	64	63
50	64	64
50	64	64
51	65	65
51	65	65
52	65	66
52	65	66
53	66	67
53	66	67
53	66	68
54	66	68
54	67	69
54	67	70
55	67	71
55	67	72
55	68	73
56	68	73
56	68	74
56	68	74
57	69	75
57	69	75
57	69	76
58	69	76
58	70	76
58	70	76
59	70	76
59	70	77
59	70	77
	70	77
	70	77
	70	77
	70	78
	70	78

別表第 5 中

を

46	61	60
47	62	61
47	62	61
48	62	62
48	62	62
49	63	63
49	63	63
50	63	64
50	63	64
51	64	65
51	64	65
52	64	66
52	64	66
53	65	67
53	65	67
53	65	68
54	65	68
54	66	69
54	66	70
54	66	71
55	66	72
55	67	73
55	67	73
55	67	74
56	67	74
56	68	75
56	68	75
56	68	76
57	68	76
57	69	76
57	69	76
58	69	76
58	69	76
59	69	76
59	69	76
	69	76
	69	76
	70	76
	70	77
	70	77

に改める。

	70	78
	71	78
	71	78
	71	79
	71	79
	71	79
	71	79

	70	77
	70	77
	70	77
	70	77
	71	77
	71	77
	71	77

第 2 条 富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	123,900	175,000	196,600	244,600
	2	124,800	176,500	198,000	245,900
	3	125,800	178,000	199,400	247,100
	4	126,700	179,500	200,700	248,400
	5	127,700	180,900	202,000	249,500
	6	128,700	182,400	203,400	250,800
	7	129,700	183,800	204,800	252,100
	8	130,700	185,200	206,200	253,400
	9	131,500	186,600	207,600	254,500
	10	132,500	187,800	209,200	255,800
	11	133,500	189,100	210,800	257,000
	12	134,600	190,300	212,300	258,300
	13	135,400	191,500	213,600	259,400
	14	136,400	192,600	215,100	260,600
	15	137,400	193,700	216,600	261,700
	16	138,400	194,800	217,900	262,800
	17	139,500	195,900	219,000	263,900
	18	140,700	197,000	219,800	265,100
	19	141,900	198,000	220,700	266,200
	20	143,100	199,000	221,700	267,200
	21	144,200	200,000	222,700	268,200

22	145,400	201,100	224,200	269,300
23	146,600	202,200	225,600	270,400
24	147,800	203,200	226,800	271,500
25	149,000	204,200	228,300	272,500
26	150,500	205,100	229,600	273,600
27	152,000	205,800	231,000	274,700
28	153,500	206,700	232,300	275,800
29	154,900	207,600	233,600	276,800
30	156,400	208,800	234,900	277,900
31	157,900	209,900	236,300	278,900
32	159,400	210,800	237,600	279,900
33	160,900	211,500	238,800	280,800
34	162,700	212,800	240,100	281,800
35	164,500	214,000	241,400	282,900
36	166,300	215,200	242,800	284,000
37	168,100	216,300	244,100	284,700
38	169,800	217,600	245,400	285,600
39	171,500	218,900	246,800	286,500
40	173,200	220,000	248,200	287,400
41	174,800	221,100	249,300	288,300
42	176,200	222,300	250,600	289,300
43	177,600	223,500	251,900	290,300
44	179,000	224,700	253,200	291,200
45	180,500	225,800	254,100	291,900
46	181,900	227,000	255,200	292,800
47	183,300	228,200	256,400	293,700
48	184,700	229,300	257,600	294,600
49	186,000	230,400	258,800	295,300
50	187,200	231,600	260,000	296,000
51	188,300	232,800	261,200	296,700
52	189,500	234,000	262,200	297,500
53	190,600	235,100	263,300	298,100
54	191,700	236,100	264,400	298,900
55	192,800	237,000	265,600	299,600
56	193,900	238,000	266,800	300,300
57	195,000	239,000	267,800	301,000

再任用職員 以外の職員	58	196,000	240,000	268,800	301,700
	59	197,100	241,000	269,900	302,500
	60	198,100	241,900	270,900	303,200
	61	199,200	242,900	272,000	303,800
	62	200,100	243,800	273,100	304,500
	63	201,000	244,700	274,100	305,200
	64	201,900	245,600	275,200	305,900
	65	202,600	246,500	276,100	306,400
	66	203,400	247,300	276,900	306,900
	67	204,200	248,100	277,700	307,500
	68	205,000	248,800	278,500	308,100
	69	205,500	249,600	279,400	308,700
	70	206,100	250,200	280,200	309,100
	71	206,500	250,800	281,000	309,600
	72	207,100	251,300	281,700	310,100
	73	207,700	251,500	282,500	310,400
	74	208,400	251,900	283,200	310,900
	75	209,100	252,400	284,000	311,400
	76	209,900	252,900	284,800	311,800
	77	210,200	253,500	285,400	312,000
	78	210,900	253,900	286,000	312,300
	79	211,600	254,400	286,500	312,600
	80	212,300	254,900	286,900	312,900
	81	213,000	255,200	287,300	313,200
	82	213,700	255,500	287,700	313,500
	83	214,400	255,800	288,200	313,800
	84	215,100	256,100	288,700	314,100
	85	215,800	256,300	289,100	314,300
	86	216,500	256,600	289,700	314,700
	87	217,200	256,900	290,300	315,000
	88	217,900	257,200	290,900	315,200
	89	218,400	257,400	291,200	315,400
	90	219,000	257,600	291,700	315,700
	91	219,600	258,000	292,200	316,000
	92	220,200	258,200	292,600	316,300
	93	220,600	258,500	293,000	316,500

94	221, 100	258, 900	293, 500	316, 800
95	221, 600	259, 200	294, 000	317, 100
96	222, 100	259, 500	294, 500	317, 300
97	222, 700	259, 700	294, 800	317, 500
98	223, 200	260, 000	295, 200	317, 800
99	223, 700	260, 200	295, 700	318, 100
100	224, 200	260, 500	296, 200	318, 300
101	224, 800	260, 800	296, 600	318, 500
102	225, 300	261, 000	297, 000	
103	225, 900	261, 300	297, 300	
104	226, 500	261, 600	297, 600	
105	226, 900	261, 800	297, 900	
106	227, 400	262, 000	298, 300	
107	227, 900	262, 300	298, 700	
108	228, 300	262, 500	299, 100	
109	228, 500	262, 800	299, 400	
110	228, 900	263, 100	299, 800	
111	229, 400	263, 400	300, 200	
112	229, 900	263, 600	300, 500	
113	230, 300	263, 800	300, 700	
114	230, 800	264, 100	301, 000	
115	231, 300	264, 300	301, 300	
116	231, 800	264, 500	301, 500	
117	232, 100	264, 800	301, 700	
118	232, 500	265, 100	302, 000	
119	232, 900	265, 400	302, 300	
120	233, 300	265, 700	302, 500	
121	233, 700	265, 800	302, 700	
122		266, 100	303, 000	
123		266, 400	303, 300	
124		266, 700	303, 500	
125		266, 800	303, 700	
126		267, 100	304, 000	
127		267, 400	304, 300	
128		267, 700	304, 500	
129		267, 800	304, 700	

	130		268,100	305,000	
	131		268,400	305,300	
	132		268,700	305,500	
	133		268,800	305,700	
	134		269,100		
	135		269,400		
	136		269,700		
	137		269,800		
再任用職員		191,300	202,400	220,900	241,700

(富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 3 条 富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年富山県規則第60号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項各号列記以外の部分中「には」の次に「、平成27年 3 月31日までの間」を加える。

(富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第 4 条 富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成24年富山県規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「切替日以降の給料月額」を「その者の受ける給料月額」に、「平成18年富山県規則第60号。以下「平成18年規則」という。）附則第 5 項又は第 6 項」を「平成26年富山県規則第68号）附則第 5 項」に、「「切替後の合計額」を「「合計額」に改め、「と第 2 条の規定による改正前の平成18年規則附則第 5 項又は第 6 項の規定による給料の額から当該給料の額の 2 分の 1 の額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が 8,000円を超えるときは、8,000円とする。）を減じた額との合計額（以下「切替前の合計額」という。）」、「切替日以降の切替後の合計額にかかわらず」及び「その者が受けるべき切替後の」を削り、「に、その者が切替日の前日に受けていた切替前の合計額から当該受けるべき切替後の合計額を減じた額」を「のほか、その差額に相当する額」に改め、「加えた額を」の次に「給料として」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条並びに附則第 5 項及び第 6 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の富山県単純労務職員の給与に関する規則（附則第 4 項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（単純労務職員の給料の切替え等）

- 3 この規則の施行に伴う単純労務職員の給料の切替え等に関しては、富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 26 年富山県条例第 72 号。附則第 6 項において「改正条例」という。）附則第 2 条及び第 9 条の規定並びにこれらの規定に基づく人事委員会規則の規定に従って行われる職員の例による。

（給与の内払）

- 4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の富山県単純労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 5 平成 27 年 4 月 1 日の前日から引き続き在職する単純労務職員（次項において「在職単労職員」という。）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

（在職単労職員の給料の切替え等）

- 6 前項に定めるもののほか、第 2 条及び第 4 条の規定の施行に伴う在職単労職員の給料の切替え等に関しては、改正条例附則第 4 条及び第 9 条の規定並びにこれらの規定に基づく人事委員会規則の規定に従って行われる職員の例による。

（人 事 課）

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年12月17日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第69号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表の20の項を次のように改める。

<p>20 特例条例別表第 4 第22項に規定する難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この項において「法」という。）及び医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第 121号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務並びに指定難病に係る特定医療費の支給に関し知事が定める事務のうち、施行規則で定めるもの</p>	<p>(1) 法第10条第 2 項の規定による医療受給者証の受理及び県への送付 (2) 法第11条第 2 項の規定による医療受給者証の返還の受理及び県への送付 (3) 省令第12条第 1 項に規定する申請書の受理及び県への送付 (4) 省令第13条第 2 項に規定する届出書の受理及び県への送付 (5) 省令第27条第 1 項に規定する申請書の受理及び県への送付 (6) 省令第27条第 3 項の規定による医療受給者証の返還の受理及び県への送付 (7) 省令第33条第 1 項に規定する申請書の受理及び県への送付 (8) 特定医療費請求書の受理及び県への送付</p>
--	--

附 則

この規則は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

(市町村支援課)

富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年12月17日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第70号

富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（平成12年富山県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「指定薬物」を「指定薬物等」に改め、同条中「指定薬物検査申請書」を「指定薬物等検査申請書」に改める。

様式第9号中「指定薬物検査申請書」を「指定薬物等検査申請書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（くすり政策課）

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年12月17日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

富山県人事委員会規則第492号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第8号中「1年6月」を「3年」に、同項第15号中「中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育す

る職員が、その子」を「職員が、配偶者（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会が定める者」に、「その子の世話又は」を「それらの者の世話又は職員と同居する中学校就学の始期に達するまでの子の」に、「その養育」を「職員と同居」に、同項第18号中「慣習上最小限度必要と認める」を「1日の範囲内の」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年12月17日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

富山県人事委員会規則第493号

給料に関する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 258号）の一部を次のように改正する。

別表第24の行政職給料表昇格時号給対応表中

「	69		「	68	
	69			69	
	70			69	
	70			69	
	71			70	
	71			70	
	72	を		70	に、
	72			71	
	73			71	
	73			71	
	74			72	
	74			73	
」	75	」		74	」

51	を	50	に改める。
51		51	
51		51	
51		51	
52		51	
52		51	
52		52	
52		52	
53		52	
53		52	
53		52	
53		53	
54		53	
54		53	
55		53	

別表第24の公安職給料表昇格時号給対応表中

94	を	93	に、
95		94	
96		94	
97		95	
98		95	
99		96	
100		96	
100		96	
100		96	
100		96	
100		96	
100		96	
100		96	
100		96	
100		96	
101		97	
101		97	
101		97	
101		97	
101		97	
101		97	
101		98	
101		99	
101		100	
101		100	

69	を	68	に改める。
69		68	
69		68	
69		68	
69		69	
70		69	
70		69	
70		69	
70		69	
70		69	
71		69	
71		69	
71		69	

別表第24の教育職給料表(1)昇格時号給対応表中

38	37
38	38
39	38
39	38
40	39
40	39
41	39
41	40
41	40
42	40
42	41
42	41
43	41
43	42
43	42
44	42
44	43
44	43
45	43
45	44
45	44
46	44
46	45
46	45
47	45
47	46
47	46

48	46
48	47
48	47
49	47
49	48
49	48
50	48
50	49
50	49
51	49
51	50
51	50
52	50
52	51
52	51
53	51
53	52
53	52
54	52
54	53
54	53
55	53
55	54
55	54
56	54
56	55
56	55
57	55
57	56
57	56
57	56
57	56
58	57
58	57
58	57
58	57
59	58
59	58
59	58
59	58
60	59
60	59
60	59

を

に、

60	59
61	60
61	60
61	60
62	60
62	61
62	61
63	61
63	62
63	62
64	62
64	63
64	63
65	63
65	64
65	64
66	64
66	65
66	65
67	66
67	66

22	21
22	22
23	22
23	22
24	23
24	23
25	23
25	24
25	24
26	24
26	25
26	25
27	26
27	26
27	27
28	27

を に改める。

別表第24の教育職給料表(2)昇格時号給対応表中

62	61
62	62

62		62
62		62
63		62
63		62
63		63
63		63
64		63
64		63
64		63
64		64
65		64
65		64
65		64
65	を	64
65		65
65		65
66		65
66		65
66		65
66		66
66		66
66		66
66		66
66		66
66		66
66		66
67		66
67		66
67		67
67		67
67		67
67		67
67		67
67		67
67		67
68	」	67
」		」

に、

59		58
59		59
59		59
59		59
60		59
60		59
60		60
60	を	60
61		60

に改める。

61	60
61	60
61	61
62	61
62	61
63	61

別表第24の教育職給料表(3)昇格時号給対応表中

46	45
47	46
48	46
49	47
49	47
50	48
50	48
51	49
51	50
52	51

を に、

75	74
75	75
75	75
75	75
76	75
76	75
76	76
76	76
77	76
77	76
77	76
77	77
78	77
78	77
79	77

を に改める。

別表第24の研究職給料表昇格時号給対応表中

62	61
62	62
62	62
63	62
63	62
63	63

を に、

64	63
64	63
64	63
65	64

47	を	46	に、
47		46	
48		47	
48		47	
49		47	

27	を	26	に改める。
27		26	
28		27	
28		27	
29		27	
29		28	
29		28	
30		28	
30		29	
30		29	
31		29	
31		30	
31		30	
32		30	
32		31	
32		31	
33		31	

別表第24の医療職給料表(3)昇格時号給対応表中

90	89
90	90
90	90
91	90
91	90
91	91
92	91
92	91
92	91
93	92
93	92

93	を	92	に、
93			
94			
94			
94			
94			
95			
95			
95			
95			
96			
96			
96			
96			
97			
97			
98			
98			
99			

86	を	85	に、
86			
86			
87			
87			
87			
88			
88			
88			
89			
89			
89			
90			
90			
90			
91			
91			
91			
92			
92			
92			

92	91
93	91
93	91
93	91
93	92
94	92
94	92
94	92
94	92
95	93
95	93
95	93

43	42
43	43
43	43
43	43
44	43
44	43
44	44
44	44
45	44
45	44
45	44
46	45
46	45
47	45

を に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）附則第18項の規定による号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、この規則による改正後の給料に関する規則の規定による号給がこの

規則による改正前の給料に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、この規則による改正後の給料に関する規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の給料に関する規則の規定による号給とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年12月17日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

富山県人事委員会規則第494号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第260号）の一部を次のように改正する。

別表第2の教育職給料表(1)の表中「10,400円」を「10,500円」に改め、別表第2の教育職給料表(2)の表中「8,900円」を「9,000円」に、「11,000円」を「11,100円」に、「12,100円」を「12,200円」に改め、別表第2の教育職給料表(3)の表中「10,900円」を「11,000円」に、「11,700円」を「11,800円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年12月17日

富山県人事委員会

委員 長 大 坪 健

富山県人事委員会規則第495号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 262号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

初 任 給 調 整 手 当 月 額 表

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
1年未満	円 412,200	円 366,700	円 307,000	円 249,800	円 183,700	円 50,300	円 35,000
1年以上2年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	35,000
2年以上3年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	35,000
3年以上4年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	35,000
4年以上5年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	35,000
5年以上6年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	35,000
6年以上7年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	48,500	35,000
7年以上8年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	46,700	35,000
8年以上9年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	44,900	35,000
9年以上10年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	43,100	35,000
10年以上11年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	41,300	31,000
11年以上12年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	39,500	27,000
12年以上13年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	37,700	23,000
13年以上14年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	35,900	19,000
14年以上15年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	34,500	15,000
15年以上16年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	33,100	12,500
16年以上17年未満	407,800	362,700	303,700	247,200	182,100	31,700	10,000
17年以上18年未満	403,400	358,700	300,400	244,600	180,500	30,300	7,500
18年以上19年未満	399,000	354,700	297,100	242,000	178,900	28,900	5,000
19年以上20年未満	394,600	350,700	293,800	239,400	177,300	27,500	2,500
20年以上21年未満	390,200	346,700	290,500	236,800	175,700	26,100	
21年以上22年未満	370,800	329,800	276,700	224,800	166,500	25,500	
22年以上23年未満	351,000	312,600	262,700	212,900	156,700	24,900	

23年以上24年未満	331,700	295,900	249,200	200,900	147,600	23,900
24年以上25年未満	312,300	279,000	235,300	189,100	137,900	23,300
25年以上26年未満	292,800	262,100	221,600	177,300	128,700	22,700
26年以上27年未満	270,100	241,300	204,000	162,900	117,700	22,100
27年以上28年未満	247,900	220,900	186,900	148,600	107,300	21,500
28年以上29年未満	225,500	200,500	169,600	134,300	97,000	20,700
29年以上30年未満	202,700	179,700	152,000	120,000	86,000	20,400
30年以上31年未満	177,900	157,800	134,000	105,000	75,400	20,000
31年以上32年未満	153,000	135,900	115,700	90,200	64,300	19,400
32年以上33年未満	128,400	114,200	97,800	75,000	53,900	18,500
33年以上34年未満	90,300	82,300	71,800	55,900	39,700	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年12月17日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

この規則中「特別急行列車等」を「新幹線鉄道等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年12月17日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

富山県人事委員会規則第497号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第 158号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「6,400円」を「8,000円」に、「12,800円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「6,000円」を「7,500円」に改め、同項第3号中「3,400円」を「4,250円」に改め、同項第4号中「1,200円」を「1,500円」に、「2,400円」を「3,000円」に改め、同項第5号中「1,800円」を「2,250円」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年12月17日

富山県人事委員会

富山県人事委員会規則第498号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第271号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号ア中「100分の81以上100分の135以下」を「100分の96以上100分の165以下」に、「100分の106以上100分の175以下」を「100分の121以上100分の205以下」に改め、同号イ中「100分の73.5以上100分の81未満」を「100分の88.5以上100分の96未満」に、「100分の96以上100分の106未満」を「100分の111以上100分の121未満」に改め、同号ウ中「100分の64.5以上100分の66以下」を「100分の79.5以上100分の81以下」に、「100分の84.5以上100分の86以下」を「100分の99.5以上100分の101以下」に改め、同号エ中「100分の64.5未満」を「100分の79.5未満」に、「100分の84.5未満」を「100分の99.5未満」に改め、同項第2号ア中「100分の77.5」を「100分の92.5」に改め、同号イ中「100分の72.5」を「100分の87.5」に改め、同号ウ中「100分の72.5未満」を「100分の87.5未満」に改める。

第25条第1号ア中「100分の32.5超」を「100分の37.5超」に、「100分の42.5超」を「100分の47.5超」に改め、同号イ中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改め、同号ウ中「100分の32.5未満」を「100分の37.5未満」に、「100分の42.5未満」を「100分の47.5未満」に改め、同条第2号ア中「100分の40」を「100分の50」に改め、同号イ中「100分の40未満」を「100分の50未満」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成26年12月1日から適用する。

